

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業を円滑に推進するため、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付金事業者の要件

要綱の別表に掲げる交付金事業者については、次の要件を満たすものとする。

- 1 愛知県内に活動の拠点を置いていること。
- 2 生態系ネットワークの形成を目的とする、複数の団体から構成されるものであること（要綱第17第2項に定める財産を取得する団体を除く。）。なお、構成団体は主として県内に活動の拠点を置いていること。
- 3 交付金事業者の設立目的、趣旨等を明記した規約を定めるか、または、構成団体どうしが書面により設立目的、趣旨等を明記した協定を締結していること。
- 4 代表者及び所在地が明らかなこと。
- 5 会計について明確な定めがあること。なお、財産を取得する団体については、経営状況が安定していること。
- 6 政治団体でないこと。
- 7 暴力団及びその関係者でないこと。
- 8 交付対象事業の公表に異議がないこと。

第3 申請件数等

事業計画の応募及び交付申請は、1回の募集につき1件とし、交付金の上限額は300万円とする。

第4 事業実施形態

- 1 交付対象事業のうち、要綱第17第2項に定める財産を生じるハード整備（ビオトープ整備）については、当該財産を取得する団体が当該整備に係る交付対象事業を実施するものとする。その場合、申請は、複数の団体により構成される団体及び財産を取得する団体の連名により行うものとする。
- 2 交付金事業者が、他の団体と共同で事業を実施する場合（共催）は、当該事業の経理事務を担当し、責任をもって事業を実施する交付金事業者が申請書を作成し、提出すること。
- 3 共同で実施するために組織された、いわゆる実行委員会形式で行う場合についても上記2に準じる。

第5 交付対象事業の要件

要綱の別表に掲げる交付対象事業については、次の要件を満たす必要があるものと

する。

- 1 営利を目的としないこと。
- 2 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。
- 3 愛知県内で実施すること。
- 4 交付対象年度に既に着手している事業でないこと。
- 5 寄付等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと。
- 6 生態系ネットワーク形成以外（国際交流、福祉、芸術文化等）に主眼が置かれている事業でないこと。
- 7 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動ではないこと。
- 8 特定の団体・個人名を事業名等に付さないこと。
- 9 同一の事業について、国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受けるものではないこと

第6 交付対象経費

- 1 交付対象経費は、当該年度の2月末日までに支払の完了する経費（契約書、請求書等で支払うことが確実であることが確認できる経費を含む。）であること。
- 2 要綱第6（1）に定める弾力的運用に伴う事業内容の変更とは、要綱別表の「交付対象経費」欄に掲げる経費の配分の変更とする。

ただし、「その他事業活動に必要と認められる経費」を、交付決定額の20%以上増額させる場合を除く。

第7 交付金事業者の募集・事業計画書の提出

交付金事業者の募集は、公募により行うものとし、応募及び交付申請の方法等については、以下に示すほか、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業募集要領によるものとする。

- 1 交付対象事業を行おうとする者は、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施計画書（別記様式1）を知事に対しその定める期日までに提出するものとする。
- 2 知事は、前項により提出された計画書の内容を審査し、その結果を通知する。
- 3 交付対象事業を行おうとする者は、前項の通知に基づき、要綱第3により、交付申請を行うものとする。

第8 早期着手

- 1 交付金事業者は、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。
 - (1) 社会情勢等よりみて、特に緊急に事業を実施する必要のあるもの。
 - (2) 時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- 2 交付金事業者は、交付決定前に交付対象事業に着手する場合は、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業早期着手協議書（別記様式3）を提出するものとする。
- 3 知事は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は必要な条件を付して交付金事業者にあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業早期着手の承認について（通知）（別記様式4）により通知するものとする。

ただし、知事は交付金事業者に対し、早期着手の承認が交付対象事業として交付金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であり、交付金が交付されなかった場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を了承させておかなければならない。

- 4 交付金事業者は、早期着手により交付対象事業に着手した場合は、速やかにあいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業早期着手届（別記様式5）を提出するものとする。
- 5 早期着手が行われた場合には、交付金事業者は交付金交付の申請に際し、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）及び要綱に定めるもののほか、早期着手承認通知書の写し及びその他必要な書類を添付するものとする。

第9 概算払

- 1 概算払の承認申請は、交付申請と併せて行わなければならない。また、概算払の申請回数は1回を限度とする。
- 2 概算払の額は、交付決定額（申請時点において変更承認決定を受けている場合は、その額）の40パーセントに相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）を限度とする。
- 3 交付金事業者は、概算払承認を申請するときは、誓約書（別記様式6）及び資金計画書（別記様式7）を提出するものとする。

第10 実績報告書の提出

交付金事業者は、要綱第8第2項に定める報告書に、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実績報告書（別記様式2）を添付して提出するものとする。

第11 財産管理及び運用状況の報告

交付金事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、財産を取得し又は効用の増加した日から要綱第17第1項に定める期間を経過するまでの間、毎年6月30日までに、前年度における当該財産の管理及び運用の状況に関し、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業財産管理及び運用状況報告書（別記様式8）を知事に提出するものとする。なお、交付を受けた翌年度の報告は省略するものとする。

第12 書類の提出先

要綱及びこの要領に基づく書類は、愛知県環境局環境政策部自然環境課に提出するものとする。

第13 物品購入等で得られたポイントの取扱い

交付金事業の実施に必要な消耗品・資材・用具等の購入に伴い、店舗での商品等の購入や値引きが可能な1,000円相当額を超えるポイントが与えられた場合、その取扱いを以下のとおりとする。

- 1 ポイントは、事業の趣旨に沿った活動に使用することとし、この用途での使用が難しい場合は、得られたポイント相当額の請求を控えること。
- 2 県は交付金事業者に対し、実績報告書が提出された時にポイントの用途を確認する。

第14 物品・備品の表示

交付金事業者は、交付金で購入した10万円を超える物品・備品に購入年月日、物品名及び「あいち森と緑づくり事業交付金充当」の名称を、直接記載又は記載した紙片の貼付等により表示すること。

第15 事業の周知

交付金事業者は、事業の実施・広報又は整備・再生したビオトープ等の運用に際して、あいち森と緑づくり税を活用した事業であることを周知すること。

附 則

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月17日から施行する。

別記様式 1

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業
実施計画書

No. 1

取組の名称			整理番号（記入不要）
申請者 (事業実施団体) の名称等	(申請者の名称) (住所) (代表者職・氏名)		
	事務担当者	(所属部署・役職) (氏名) (住所*) (電話) (Fax) (E-mail) ※ 県からの通知等はこちらの住所に郵送します	
	(事業実施団体の名称)		
※ 全ての事業実施団体名を記載すること			
事業内容 1～3に○印を記入 (複数も可)	1 ビオトープ創出事業 2 ビオトープ維持・向上事業 3 調査事業		
実施場所	(住所)		
※以下の資料を添付すること ・実施場所のわかる地図（縮尺10万分の1）			
土地の所有者			
共催			

No.2 (実施計画書に添付)

事業目的		
事業概要 (事業内容を詳細に記入)		<p>※ 複数の事業実施団体がある場合は、各団体が行う事業の概要をそれぞれ記入してください。</p>
事業の特徴	(1) ネットワーク形成 (生態系ネットワーク形成への効果)	
	(2) 実現可能性 (必要な調整、連携が取られ、具体的で実現可能な事業であること)	
	(3) 地域特性 (地域の生きものや自然特性の事前把握、事業への反映)	
	(4) 協働 (NPO、企業、大学などの多様な主体の参加による協働の取組であること)	
	(5) 地域への波及 (事業で得られた成果の他の地域での活用等)	
	(6) 継続性 (一過性の取組ではなく、継続的な事業展開、維持管理等が期待できること)	
	(7) 費用対効果 (事業内容と必要経費のバランスがとれていること)	
次年度以降の活動計画・展開構想		<p>2年目</p> <p>3年目</p> <p>4年目</p> <p>5年目</p>

収支予算書(その1)

取組の名称:

団体の名称:

1 事業合計

(1) 収入の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
県交付金		
自己負担額		
その他収入		
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
(1)工事費 (2)設計費 (3)設備費 (4)交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代 (5)保険料、資材運搬費 (6)消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 (7)広報・印刷費 (8)会議室等の借上費 (9)講師謝金 (10)調査委託費 (11)その他事業活動に必要と認められる経費		
小計		
交付対象外経費		
小計		
合計		

備考 実施計画書には、本様式に収支予算を記入し、添付すること。

収支予算書(その2)

取組の名称:

団体の名称:

2 事業実施団体別

事業実施団体名 _____

事業内容 _____

(1) 収入の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
県交付金		
自己負担額		
その他収入		
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
(1)工事費 (2)設計費 (3)設備費 (4)交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代 (5)保険料、資材運搬費 (6)消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 (7)広報・印刷費 (8)会議室等の借上費 (9)講師謝金 (10)調査委託費 (11)その他事業活動に必要と認められる経費		
小計		
交付対象外経費		
小計		
合計		

備考1 事業実施団体が複数ある場合は、本様式をコピーして使用すること。

2 本様式（複数枚ある場合はそれら全て）の合計が、収支予算書（その1）（実施要領別記様式1 No.3-1）の合計と整合するよう作成すること。

支 出 明 細 書 (予算)

取組の名称 :

団体の名称 :

事業実施団体名 _____

事業内容 _____

項目	品名	単価	数量	計
(1)工事費				
(2)設計費				
(3)設備費				
(4)交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代				
(5)保険料、資材運搬費				
(6)消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費				
(7)広報・印刷費				
(8)会議室等の借上費				
(9)講師謝金				
(10)調査委託費				
(11)その他事業活動に必要と認められる経費				

備考 1 実施計画書には、本様式に支出明細を記入し、添付すること。

- 2 本様式は、事業実施団体ごとに、收支予算書(その2)(実施要領別記様式1 No 3-2)の「(2)支出の部」と整合するように作成すること。
- 3 事業実施団体が複数ある場合は、本様式をコピーして使用すること。
- 4 各項目の経費には、事業内容が分かるよう詳細を明記すること。

団体活動状況調

(ふりがな) 団体名			代表者 職・氏名
住所	〒		
電話番号		設立年月日	年 月 日
構成団体	総団体数 (当該年度の4月1日現在) 団体		
	構成団体名		
目的			
沿革及び主な活動実績	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去5年間ににおける補助金等助成実績	補助金の名称	事業内容	
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・規約又は協定 ・役員等名簿 (氏名、読み仮名、性別及び生年月日) ・活動実績 (団体等の広報誌等) 		

備考 財産取得する団体についても、提出すること。

経 営 状 況 表

事業者名 :

(単位 : 千円)

期 別 項 目	第 一 期	第 二 期	第 三 期
	年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日
売 上 高 A			
経 常 利 業 B			
総 資 本 C			
自 己 資 本 D			
流 動 資 産 E			
流 動 負 債 F			
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$			
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$			
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$			
流 動 比 率 $\frac{E \times 100}{F}$			

備考 1 財産取得する団体についてのみ提出すること。(市町村除く)

2 直近の3期分の状況について記載すること。

申 告 書

当団体及び当団体の構成団体は、下記のとおり申告します。

また、当団体があいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金の交付を受けて事業を行う場合、交付対象事業の公表について異議ありません。

記

- 1 政治団体でない
- 2 暴力団及びその関係者でない

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

愛 知 県 知 事 殿

備考 財産取得する団体についても、提出すること。

別記様式 2

No. 1

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業 実績報告書

整理番号 (記入不要)	交付対象事業	取組の名称	
<p>団体名</p> <hr/> <p>所在地 〒</p> <p>団体 代表者職・氏名</p> <p>事務担当者名</p> <p>住所</p> <p>電話</p> <p>FAX</p> <p>E-mail</p>			
交付 金	交付決定額 ※交付額の変更があ った場合は、上段に 当初の額を、下段に 変更後の額を記載	決算額	早期着手協議の有無 早期着手日
			事業完了日 令和 年 月 日
募集方法		新聞への掲載 メディア放送	
<p>事業結果の 概要</p> 			
事業実施に よる効果			

No.2 活動状況（実績報告書に添付）

写 真	内 容
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：
	行事名： 日時： 場所： 参加者数：

No.3 アンケート（実績報告書に添付）

回答者		大人	子供	計
	構成団体参加者			
	一般参加者			
	計			
Q1. この取組に参加する前に比べ、森と緑の重要性について理解が深まりましたか？	項目	人数 (割合)	理由	
	①大変深まった	○○人 (○○%)		
	②少し深まった			
	③あまり深まらなかった			
Q2. この取組に参加する前に比べ、生態系ネットワーク形成の重要性について理解が深まりましたか？	①大変深まった	○○人 (○○%)		
	②少し深まった			
	③あまり深まらなかった			
Q3. 今後とも、こうした取組に参加したいですか？	①参加したい	○○人 (○○%)		
	②参加したくない			
Q4. その他、自由にご意見やご感想をお聞かせ下さい。				

収支決算書(その1)

取組の名称:

団体の名称:

1 事業合計

(1) 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内訳
県交付金			
自己負担額			
その他収入			
合計			

(2) 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内訳
(1)工事費			交付対象経費
(2)設計費			
(3)設備費			
(4)交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代			
(5)保険料、資材運搬費			
(6)消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費			
(7)広報・印刷費			
(8)会議室等の借上費			
(9)講師謝金			
(10)調査委託費			
(11)その他事業活動に必要と認められる経費			
小計			
交付対象外経費			
小計			
合計			

備考 実績報告書には、本様式に収支予算及び決算を記入し、添付すること。

収支決算書(その2)

取組の名称:

団体の名称:

2 事業実施団体別

事業実施団体名 _____

事業内容 _____

(1) 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内訳
県交付金			
自己負担額			
その他収入			
合計			

(2) 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	内訳
(1)工事費			交付対象経費
(2)設計費			
(3)設備費			
(4)交通費、ガソリン代等の車両の燃料費、駐車場代			
(5)保険料、資材運搬費			
(6)消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費			
(7)広報・印刷費			
(8)会議室等の借上費			
(9)講師謝金			
(10)調査委託費			
(11)その他事業活動に必要と認められる経費			
小計			
交付対象外経費			
小計			
合計			

備考1 事業実施団体が複数ある場合は、本様式をコピーして使用すること。

2 本様式(複数枚ある場合はそれら全て)の合計が、収支決算書(その1)(実施要領別記様式2 No.4-1)の合計と整合するように作成すること。

支 出 明 細 書 (決算)

取組の名称 :

団体の名称 :

事業実施団体名 _____

事業内容 _____

項 目	領収書				
	整理番号	日 付	品 名	金 額	支 払 先
(1)工事費					
(2)設計費					
(3)設備費					
(4)交通費、ガソリン代 等の車両の燃料費、 駐車場代					
(5)保険料、資材運 搬 費					
(6)消耗品・資材・用具 等の購入・借上・維持 修繕費					
(7)広報・印刷費					
(8)会議室等の借上費					
(9)講師謝金					
(10)調査委託費					
(11)その他事業活動 に必要と認められる 経費					

備考 1 実績報告書には、本様式に支出明細を記入し、添付すること。

2 本様式は、収支決算書(その1) (実施要領別記様式2 No 4-1) の「(2) 支出の部」と整合するように作成すること。

また、事業実施団体ごとに、収支決算書(その2) (実施要領別記様式2 No 4-2) の「(2) 支出の部」と整合するように作成すること。

3 事業実施団体が複数ある場合は、本様式をコピーして使用すること。

交通費支払簿

事業実施団体名 _____

(※事業実施団体ごとに作成)

氏名	活動日	活動内容	移動経路	交通手段	交通費	支払日	受領確認
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			
				自家用車(1 km当たり 25 円支給) 往復 km 円 公共交通機関 往路 駅～ 駅 円 復路 駅～ 駅 円			

備考 移動経路には、出発地、経由地、活動場所の名称及び住所を記入すること。

ポイント使用結果報告書

取組の名称 :

団体の名称 :

ポイントの合計 : _____ 円相当

<内訳>

ポイント使用内容	相当金額 (単位: 円)

※報告対象は、領収書に記載されたポイントの合計金額が1,000円相当を超える場合。

財産管理明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考
			円	円				

注1 交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円を超えるもの）があるときは、本様式を添付すること。

注2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

注3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式 3

第 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業早期着手協議書

年 月 日付け 第 号で計画承認通知のあった下記事業の実施について、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業実施要領第8の規定により協議します。

なお、この事業があいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金交付要綱に基づく交付金事業として交付決定されない場合は、事業の施行に要する経費の全額を事業主体等で支弁します。

記

事 業 名	
事 業 の 種 類	
実 施 場 所	
交付予定対象事業費(円)	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
早期着手の理由	

別記様式4

第 号

年 月 日

様

愛知県知事

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業早期着手の承認について（通知）

年 月 日付けの協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

（条件）

- 1 交付金交付決定を受けた交付金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、交付金事業として交付金が交付されなかった場合についても、その経費の全額を事業主体等で支弁すること。
- 2 事業着手から交付金交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出ること。
- 3 事業遂行のために県が行う指示又は通達を遵守すること。

別記様式 5

第 号
年 月 日

愛知県知事殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業早期着手届

年 月 日 付け 第 号の早期着手の承認について、下記のとおり早期着手しました。

記

1 事業名

2 事業の種類

3 実施場所

4 事業着手年月日

年 月 日

誓 約 書

当団体は、あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金（以下、「交付金」という。）の概算払を申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 交付金の概算払を受けた事業を適正に執行します。
- 2 概算払によって交付された交付金を目的外の使途に流用しません。
- 3 交付金の確定額が概算払の額に達しなかった場合は、その差額に相当する金額を速やかに返還します。
- 4 交付金の概算払を受けた事業を廃止する場合は、概算払の額の全額を速やかに返還します。

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

愛 知 県 知 事 殿

別記様式 7

資金計画書

取組の名称：

団体の名称：

1 収入の部

(単位：円)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	事業完了後	合計
県交付金	/	/	/										
自己負担額													
その他収入													
合計													

2 支出の部

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	事業完了後	合計
(1)工事費												/	
(2)設計費												/	
(3)設備費												/	
(4)交通費												/	
(5)保険・運搬費												/	
(6)消耗品・資材費												/	
(7)広報・印刷費												/	
(8)借上費												/	
(9)講師謝金												/	
(10)調査委託費												/	
(11)その他経費												/	
小計												/	
交付対象外経費												/	
合計												/	

差引計													
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 県からの概算払は、概算払承認申請書を提出した翌々月に交付されるとして計算すること。項目別の合計は收支予算書（その1）（実施要領別記様式1 No.3-1）の金額と一致すること。

毎月の差引計の欄は0にする必要はない（ただし、合計は0にすること）。また、マイナスにならないこと。

別記様式 8

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業に係る交付対象事業
財産管理及び運用状況報告書

あいち森と緑づくり生態系ネットワーク形成事業交付金実施要領第 11 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 財産管理台帳に記載された財産名

2 管理及び運用の状況

3 その他

添付書類

財産の管理及び運用状況を確認できる写真